

○岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱

令和4年3月31日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷シルクの普及促進に向け、岡谷シルクブランド協議会（以下「協議会」という。）で認証する岡谷シルク商品の開発を促すため、日本国内の事業者が商品の開発を行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令和5告示17・一部改正)

(定義)

第2条 この要綱において「岡谷シルク」とは、岡谷シルクブランド認証制度の認証基準に適合することが認められる商品をいう。

(令和5告示17・一部改正)

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、日本国内に主たる事業所を有する法人及び個人事業主とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費、補助金の補助率及び限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率及び限度額
協議会での認証（第1類型又は第2類型）を目的とする岡谷シルク商品を開発する事業に要する経費であって、次に掲げるものとする。 (1) 原材料費 (2) 製品の附属材料費 (3) 外注加工費 (4) 委託費 (5) その他市長が特に必要と認める経費	左欄に掲げる経費の合計額の2分の1以内。ただし、一つの事業に対し、20万円を限度とする。

(令和5告示17・一部改正)

(認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、申請前に事業着手している事業及び一度認定された事業については、申請することができない。

- (1) 岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金事業認定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書及び収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(認定基準)

第6条 補助金の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 当該商品が、協議会で認証する岡谷シルク認証商品の基準（第1類型又は第2類型）に適合していることが認められるもの
- (2) 観光土産品等としての販売・提供が見込めること。

（令和5告示17・一部改正）

(認定手続)

第7条 市長は、事業認定申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて協議会の意見を聴き、当該申請が前条に規定する認定基準に該当し、認定すると決定したときは、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金認定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、当該申請が前条に規定する認定基準に該当せず、認定しないと決定したときは岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金不認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付申請)

第8条 前条の通知書の交付を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付決定書（様式第5号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第10条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、補助金の交付決定の通知を受けた日から10日以内に市長に提出して行うものとする。

(事業の中止等)

第11条 補助事業を中止若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定期間内に完了しないときは、速やかに市長に報告して、その承認を得るものとする。

2 前項の規定による報告又は承認は、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第6号)を提出して行うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告書は、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金実績報告書(様式第7号)によるものとする。

(補助金の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、前条の実績報告に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金確定通知書(様式第8号)により交付対象者に通知するものとする。

(開発の成果発表)

第14条 市長は、補助事業が完了したものに対して、その成果等の発表を指示することができる。

(事後指導)

第15条 市長は、認定した事業の円滑な推進を図るため、事業計画が完了するまでの間、認定事業者に対し指導、助言を行うことができる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第17号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

岡谷市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金事業認定申請書

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、当該事業について、認定を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 企業概要(会社案内又はそれに類するもので代替することができる。)

企業名 : _____ 所在地 : _____

代表者名 : _____ 電話番号 : _____

設立年月日 : _____ 年 月 資本金 : _____ 万円 従業員数 : _____ 名

2 事業概要

事業名	
事業費総額	円
補助対象経費総額	円
補助金交付申請額	円
事業完了予定日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

岡谷市指令第 号
年 月 日

住所

申請者 企業名

代表者名

岡谷市長

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金認定通知書

年 月 日付で申請のあった岡谷シルク商品開発促進支援事業については、
岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱第6条の認定基準に該当しているもの
と認め、同要綱第7条の規定により認定したことを通知します。

記

事業名 _____

様式第3号（第7条関係）

岡谷市指令第 号
年 月 日

住所
申請者 企業名
代表者名

岡谷市長

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金不認定通知書

年 月 日付で申請のあった岡谷シルク商品開発促進支援事業については、
下記の理由により認定しないこととしましたので、岡谷シルク商品開発促進支援事業補
助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

理由

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

岡谷市長

申請者 所在地
名 称
代表者氏名
電話番号

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付申請書

次のとおり岡谷シルク商品開発促進支援事業の補助金を交付されるよう申請します。

記

事業名	
事業費総額	円
補助対象経費総額	円
補助金の額	円

様式第5号（第9条関係）

岡谷市指令第 号
年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者氏名

岡谷市長

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付決定書

年 月 日申請のあった岡谷シルク商品開発促進支援事業の補助金として下記のとおり
交付します。ただし、次の条件を守ってください。

記

事業名	
事業費総額	円
補助対象経費総額	円
補助金の額	円

- 1 補助金等は、当該補助事業等以外の目的に使用してはならない。
- 2 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長が認める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、速やかに市長に報告してその承認を受けること。
- 3 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認を受けること。
- 4 補助事業等が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- 5 補助事業等の事業運営、経理の状況を調査し、不相当と認めるときは、当該補助金等の全部又は一部の返還を命ずる。
- 6 補助事業等完了後1週間以内に別に定める様式により、補助事業等実績報告書を市長に提出すること。
- 7 岡谷市補助金等交付規則に基づく市長の指示にしたがうこと。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

岡谷市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付岡谷市指令第 号で補助金交付決定のあった事業を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、承認されるよう申請します。

記

1 変更又は中止の理由

2 変更の内容

変 更 前	変 更 後

3 添付書類

- (1) 変更内容を証明する書類
- (2) 市長が必要と認める書類

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

岡谷市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
電話番号

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金実績報告書

年 月 日付岡谷指令第 号で補助金交付決定のあった補助事業を完了しましたので、岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 事業の実績

事業名	
事業費決算額	円
補助対象経費決算額	円
事業完了日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第13条関係)

岡谷市指令第 号
年 月 日

様

岡谷市長

岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金確定通知書

年 月 日付の岡谷シルク商品開発促進支援事業補助金実績報告書により、
審査した結果、下記の金額を補助金として確定します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 交付確定額 | 円 |

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第11条関係)

様式第7号 (第12条関係)

様式第8号 (第13条関係)